

播磨町運賃等協議会について

改正後の道路運送法が令和5年10月1日に施行され、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等については、地域公共交通活性化協議会とは別に、道路運送法第9条第4項に規定される者を構成員とする協議会において協議することが必要となった。

それに伴い、播磨町地域公共交通活性化協議会の別組織として、播磨町運賃等協議会を設置する。

【道路運送法抜粋】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 略

播磨町運賃等協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び播磨町地域公共交通活性化協議会設置要綱(令和5年要綱第12号)第2条第2項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業者が定めようとする旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について協議し、その他必要な事項を処理するため、播磨町運賃等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める協議を行うこと。
- (2) その他協議会の会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都市基盤部長をもって充て、協議会を総括する。

3 委員は、次に掲げる者を町長が指名する。

- (1) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 近畿運輸局長又はその指名する者
- (3) 関係住民の意見を代表する者

(会議)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議を開催することができる。

2 会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、委員の合議により決し、合議により決することができないときは、会長の決するところによる。

5 会長は、委員がやむを得ず会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ会長に申出があったときは、代理人の出席を認めることができる。この場合において、当該代理人が会議に出席し、又は行った意思表示は、当該委員が出席し、又は行ったものとみなす。

6 会長は、協議会の会議の議事が緊急を要し、会議を開催する暇がないとき、その他会長が軽易な議事と認めたときは、委員に対し、書面で当該議事に対する賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果)

第6条 協議会において協議が整った場合は、道路運送法第9条第4項に基づく協議が整っ

たものとみなす。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、都市計画課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。